

令和 7 年 11 月 20 日

正組合員 各位

静岡県医師国民健康保険組合

組合員等資格調査の実施について

日頃より、医師国保組合の事業運営に格別なご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国保組合の組合員資格につきましては、平成 24 年 3 月 26 日付厚生労働省発出の「国民健康保険組合の組合員資格の適正な取扱いについて」により、組合員資格の定期的確認を 2、3 年に 1 回以上実施するよう指導されているところです。

つきましては、「静岡県医師国民健康保険組合組合員資格の確認調査に関する要綱」（裏面参照）に基づき「調査票」等をお送りしますので、ご多用中のところ大変お手数をお掛けしますが、調査にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

調査内容は、別紙「組合員等資格調査要領」のとおりです。

令和 8 年 4 月から、「子ども・子育て支援金制度」が始まります
チラシを同封しましたので、ご承知おきくださいますようお願いいたします

静岡県医師国民健康保険組合

組合員資格の確認調査に関する要綱

(平成24年12月8日 第5回理事会決定)

(資格確認調査)

- 第1** 静岡県医師国民健康保険組合（以下「組合」という。）は、組合員が加入した後に
いて、組合員資格の確認調査を行うものとする。
- 2 加入後の組合員の資格を確認する事項は、次の事項とする。
- 一 組合員が、組合規約第4条に定める地区内に住所を有すること。
 - 二 組合員が、組合員資格に関する判定基準（平成24年12月8日制定）に定める
事業又は業務に従事していること。
 - 三 組合員が、健康保険法その他の医療保険の適用を受けるべき者であること。
 - 四 組合員が、他の医療保険の法律の適用を受ける者である場合、当該医療保険制度
から適用除外承認を受けている者であること。
- 3 前項の資格の確認は、公的な機関が発行する証明書類等、客観的な証拠となる書類
の徴収又は実地調査、面談、電話等により確認を行う。
- 4 資格確認の調査は、定期的に行うものとする。

(資格喪失の手続)

- 第2** 組合は、組合員の資格確認の調査を行った後、組合員資格がないと判明したときは、
規約及び規則に基づいて、当該組合員の資格を喪失させなくてはならない。

(報告)

- 第3** 組合は、資格確認の調査を行なった場合には、その結果を理事会に報告するものと
する。

(その他)

- 第4** その他この調査を実施するために必要な事項がある場合には、その都度定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

組合員等資格調査要領

1. 調査事項

(1) 組合員及び家族の住所 参考 1

組合規約第 4 条に定める地区内に住所（住民票）を有すること

(2) 加入の年金種別

組合員（正組合員及び准組合員）の年金種別

(3) 組合員の医業従事について 参考 2

組合員資格に関する判定基準に定める事業または業務に従事していること

2. 今回お送りした調査票等

- ① 組合員および被保険者調査票
- ② 医業従事調査票
- ③ 調査票記入例
- ④ 返信用封筒

3. 提出していただく書類

- ① 組合員および被保険者調査票
- ② 医業従事調査票

4. 提出期限

令和 7 年 12 月 5 日（金）

※ なお、調査票の回答内容により届出の必要がある場合は、後日、組合から
ご依頼申し上げます。

静岡県医師国民健康保険組合規約（抜粋）

（地区）

第 4 条 組合は、静岡県の区域の市町及び別表 1 に掲げる地区をその地区とする。

別表 1 （規約第 4 条関係 地区）

都県名	区 域
東 京 都	板橋区、江戸川区、大田区、北区、品川区、渋谷区、新宿区、杉並区、世田谷区、中央区、千代田区、練馬区、文京区、港区、目黒区、国立市
神奈川県	横浜市、川崎市、逗子市、相模原市、大和市、藤沢市、秦野市、小田原市、大磯町、湯河原町、真鶴町
山 梨 県	中央市、南部町
愛 知 県	名古屋市、豊橋市、豊田市、豊川市、新城市

（組合員の範囲）

第 6 条 組合員は、医療及び福祉の事業又は業務に従事する一般社団法人静岡県医師会会員である医師（以下、「正組合員」という。）及び正組合員が開設し又は管理者である静岡県の区域の医療機関及び福祉施設に常時雇用される者（但し、勤務医は除く。「以下、准組合員」という。）で、第 4 条に定める地区内に住所を有するものとする。

2 組合員が、医療及び福祉の事業又は業務に従事する者であることの判定基準は、別に定める。

静岡県医師国民健康保険組合 組合員資格に関する判定基準

(平成 24 年 12 月 8 日 第 5 回理事会決定)

(目的)

第 1 条 この基準は、静岡県医師国民健康保険組合（以下「組合」という。）規約第 6 条第 2 項の規定に基づき、当組合の組合員が従事する医療及び福祉の事業又は業務の種類を定めることを目的とする。

(組合員の事業又は業務の種類)

第 2 条 組合員が従事する事業又は業務の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 医療機関又は福祉施設の開設者又は管理者
- 二 医療機関又は福祉施設に勤務する医師
- 三 組合員が開設又は管理する医療機関等の従業員
- 四 上記一及び二に該当しないが、医師等の国家資格を有する専門職としての次の事業又は業務に携わる者（非常勤勤務者を含む。）
 - ① 医師、看護師、介護士等を育成する教育機関等の教師（講師）
 - ② 審査支払機関における診療報酬明細書等の審査に携わる者
 - ③ 学校医、産業医、警察医、嘱託医（児童福祉施設）、園医、検案業務に携わる者、代務診療を行う者
 - ④ 公衆衛生活動に携わる者、検査・健診業務に携わる者及び救急救命の業務に携わる者
 - ⑤ 研究機関等において医学・医療・福祉に関する調査・研究・教育を行う者
 - ⑥ 医師会・国民健康保険組合等、その他医療関係機関の役員、委員及び議員等
 - ⑦ 国又は地方自治体（公的団体を含む。）の所管している外部審議会等の委員
 - ⑧ その他医師会等の事業又は業務に携わる者

(資格確認)

第 3 条 組合は、組合員が前条に該当する事業又は業務に従事している者であることの資格確認を行なうものとする。

附則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

記入例

組合員 および 被保険者 調査票

ご家族分の
記入は不要です

No.	記号番号	組合員および被保険者氏名	住 所（住民票上の住所）	左記の記載内容	職業・職種等	加入の年金
1	0190001000	国保 太郎	静岡県〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇	☒ 相違なし ☐ 相違あり ※赤字で訂正	医師	☒ 国民年金 ☐ 厚生年金 ☐ 受給中等
2	"	国保 花子	"	☒ 相違なし ☐ 相違あり ※赤字で訂正	なし	
3	"	国保 一郎	東京都△△区〇〇 〇-〇 学生	☐ 相違なし ☒ 相違あり ※赤字で訂正	学生	
4	0190001003	〇〇 〇〇	静岡県△△市△△町△丁目△-△	☒ 相違なし ☐ 相違あり ※赤字で訂正	看護師	☐ 国民年金 ☒ 厚生年金 ☐ 受給中等
5	0190001005	△△ △△	静岡県□□市□□町□丁目□-□	☒ 相違なし ☐ 相違あり ※赤字で訂正	看護師	☐ 国民年金 ☒ 厚生年金 ☐ 受給中等
6	0190001009	□□ □□	静岡県〇〇市△△町△丁目□-□ 令和7年10月30日 退職	☐ 相違なし ☐ 相違あり ※赤字で訂正		☐ 国民年金 ☐ 厚生年金 ☐ 受給中等
7	0190001012	〇△ 〇△	静岡県△△市□□町□丁目〇-〇	☒ 相違なし ☐ 相違あり ※赤字で訂正	事務	☐ 国民年金 ☒ 厚生年金 ☐ 受給中等
8	0190001021	□〇 △△ △△	△□市△□町〇丁目〇-△ 住所・氏名変更 静岡県□□市〇〇町〇丁目△-△	☐ 相違なし ☒ 相違あり ※赤字で訂正	事務	☐ 国民年金 ☒ 厚生年金 ☐ 受給中等
9						
10						

※ 記載内容に訂正等がある場合、赤字でご記入をお願いします。 後日、必要な届出書等をお送りします。

※ 令和7年7月末のデータを基に調査票を作成してありますので、届出内容が反映されていない場合がございます。

記入例

医業従事調査票

No. 0190001000

【正組合員の現況】… 令和7年11月1日 現在

当組合へ登録されている医療機関または福祉施設等（勤務先）

正組合員 氏名	国保 太郎
医療機関等 名称	国保医院

1. 上記の医療機関等での勤務状況 ※ いずれかに○を付けてください

[A]

☒ 常 勤	☐ 非常勤	☐ 勤務していない ※ 下記 2. へ
--------------------------------------	---------------------------	---

当組合へ登録されている医療機関等に「常勤」の場合
設問2. 以下は回答不要です

記入例

医業従事調査票

No. 0190001000

【正組合員の現況】… 令和7年11月1日 現在

当組合へ登録されている医療機関または福祉施設等（勤務先）

正組合員 氏名	国保 太郎
医療機関等 名称	国保医院

1. 上記の医療機関等での勤務状況 ※ いずれかに○を付けてください

[A]

☐ 常 勤	☒ 非常勤	☐ 勤務していない ※ 下記 2. へ
---------------------------	--------------------------------------	---

当組合へ登録されている医療機関等に「非常勤」の場合
設問2. 以下は回答不要です

記入例

医業従事調査票

No. 0190001000

【正組合員の現況】… 令和7年11月1日 現在

当組合へ登録されている医療機関または福祉施設等（勤務先）

正組合員 氏名	国保 太郎
医療機関等 名称	国保医院

1. 上記の医療機関等での勤務状況 ※ いずれかに○を付けてください

[A]

☐ 常 勤	☐ 非常勤	☒ 勤務していない ※ 下記 2. へ
---------------------------	---------------------------	--

2. 【A】にて「勤務していない」に○を付けた場合のみ、下記①～⑫の該当する番号に○を付け、必要事項をご記入ください（複数回答可）

① 医師として診療に従事している者

従事もしくは勤務している医療機関等名称：

② 医師以外として医療機関等で従事している者

勤務している医療機関等名称：

職種：

③ 医師、看護師、介護士等を育成する教育機関等の教師（講師）

④ 審査支払機関における診療報酬明細書等の審査に携わる者

⑤ 学校医、産業医、警察医、嘱託医（児童福祉施設）、園医、検案業務に携わる者、代務診療を行う者

⑥ 公衆衛生活動に携わる者、検査・健診業務に携わる者及び救急救命の業務に携わる者

⑦ 研究機関等において医学・医療・福祉に関する調査・研究・教育を行う者

⑧ 医師会・国民健康保険組合等、その他医療関係機関の役員、委員及び議員等

⑨ 国又は地方自治体（公的団体を含む。）の所管している外部審議会等の委員

⑩ その他医師会等の事業又は業務に携わる者

具体的に：

⑪ 病気療養中などにより、医療及び福祉に関する業務等に全く携わっていない者

従事していない期間： 令和 7 年 9 月（頃）から

⑫ 病気療養ではなく、医療及び福祉に関する業務等に全く携わっていない者

従事していない期間： 令和 年 月（頃）から

3. ⑪、⑫の場合、今後、医療及び福祉に関する業務等に従事される予定はありますか？

☒ あ る

→ 勤務等を開始する予定日： 令和 7 年 12 月（頃）から

☐ な い

→ 組合の資格喪失となります

※後日、「資格喪失届」をお送りします

当組合へ登録されている医療機関等に「勤務していない」の場合
設問2. 以下についてもご回答ください

令和8年4月から

「子ども・子育て支援金制度」が始まります



子ども・子育て支援金制度とは、こども未来戦略(2023年12月策定)の「加速化プラン」における少子化対策を強化するために、全世代・全経済主体で子どもや子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。



開始時期について

令和8年4月より、保険料とあわせて子ども・子育て支援金のご負担をお願いいたします。みなさまからお預かりした支援金は、子ども・子育て支援納付金として国に納付することになります。



導入にあたって

- 子ども・子育て支援金は、子ども・子育て世帯向けの給付のみに充てるものであり、従来納めていただいていた保険料とは区分された仕組みです。医療分や後期高齢者支援金分、介護分などに流用することはありません。国保組合は、あくまで国の代わりに徴収し、納付するだけとなります。なお、後期高齢者組合員の方については、後期高齢者医療広域連合が徴収します。
- 支援金は、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に引き上げられます。
- 支援金の賦課上限や低所得者への軽減措置があります。
- 子どもがいる世帯の負担が増えないように、18歳未満の子どもへの軽減措置があります。

保険料の区分

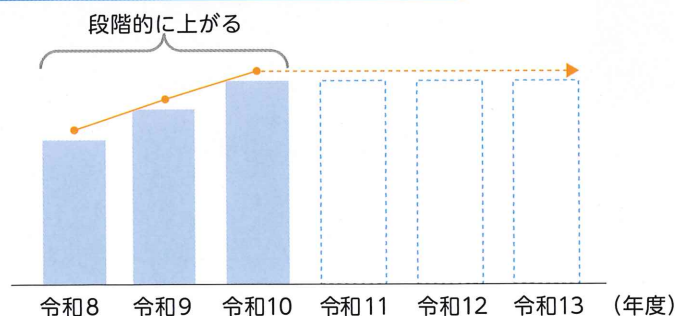
医療分

後期高齢者
支援金分等

介護分
(40~64歳の方)

子ども・子育て支援金分

支援金率・支援金の導入イメージ



「子ども・子育て支援金」の使われ方については、裏面をご覧ください。

静岡県医師国民健康保険組合

「子ども・子育て支援金」の使われ方

支援金が充てられる事業は法律で定められており、以下で紹介する支援以外の目的で使用されることはありません。

児童手当の拡充

児童を養育する保護者に支給される「児童手当」について、**所得制限の撤廃、支給期間の延長、第3子以降の支給額の増額**など受給範囲等が拡充されました。



妊婦のための支援給付

安心して妊娠・出産、子育てできるための支援として、妊娠届出時に**5万円**、妊娠後期以降に妊娠している子どもの数×**5万円**の支給を行います。



こども誰でも通園制度

保育所等に通っていない3歳未満の乳幼児を対象に、保育所等を**時間単位で柔軟に利用**できる制度です。親が働いていなくても利用可能です。



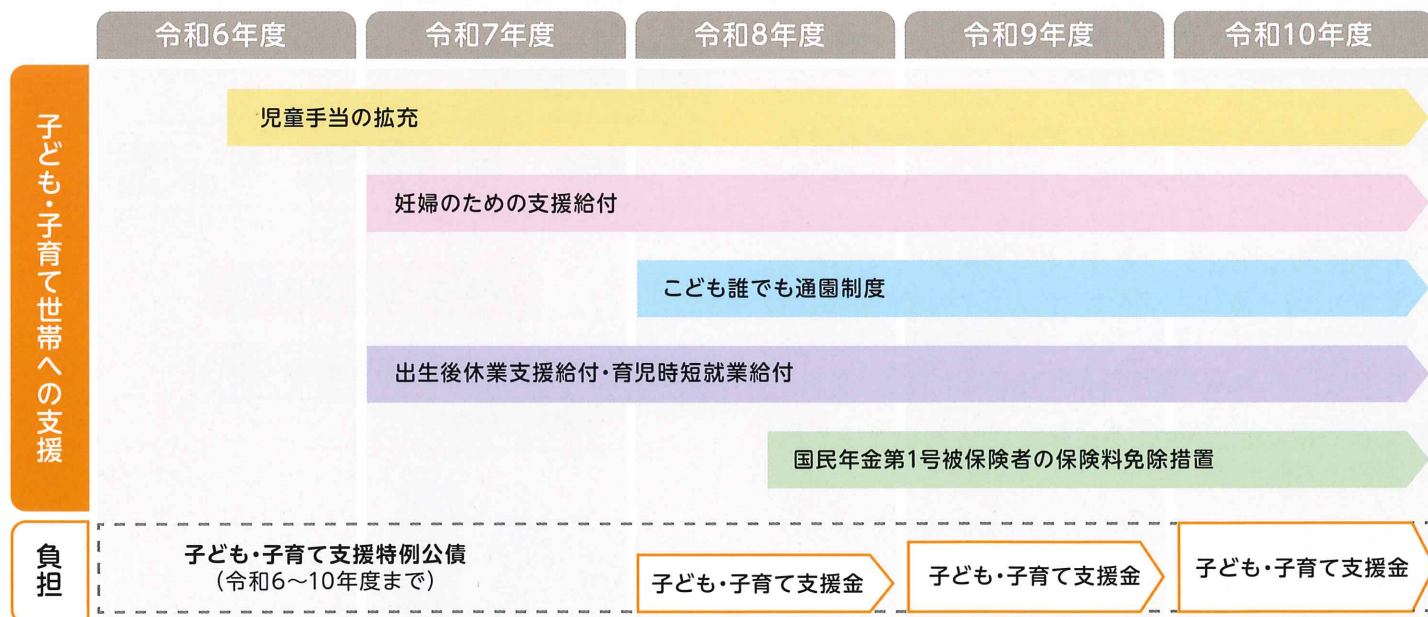
出生後休業支援給付、育児時短就業給付

雇用保険加入者を対象に、**夫婦共に育児休業を取得**したときや、育児のために**時短勤務を選択**した場合の新しい給付が創設されました。

国民年金第1号被保険者の保険料免除措置

子どもが**1歳になるまでの期間**、自営業やフリーランス等の国民年金第1号被保険者の**国民年金保険料が免除**となります。

子ども・子育て支援金制度の実施に向けたスケジュール



詳しくはこども家庭庁「こども未来戦略」加速化プランをご確認ください。

こども家庭庁ホームページ

